

2025年10月16日

各 位

一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク

内国為替制度運営費の改定について

当法人（理事長：辻 松雄）は、2021年10月1日から適用を開始した「内国為替制度運営費」について、社会通念上合理的な水準を維持するため、5年に一度、被仕向対応コストおよび為替事業利益率を算定のうえ見直しを行うこととしております。

今般、同運営費を現行の「62円」から「61円」に改定し、2026年10月1日から適用を開始いたしますので、お知らせいたします（詳細は別紙ご参照）。

以 上

内国為替制度運営費について

1. 算定方法

内国為替制度運営費は、為替取引の被仕向処理に要するコスト（以下、「被仕向対応コスト」という。）、被仕向銀行において為替事業の継続に必要な利益相当分（以下、「為替事業利益相当分」という。）で構成するものとして算定。

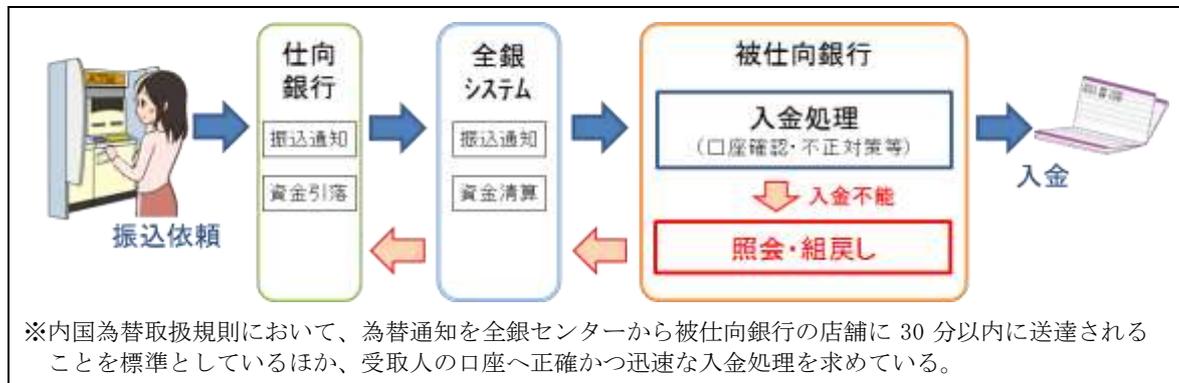
現行の為替取引1件あたり「62円」から「61円」に改定する。

61円＝被仕向対応コスト：49円＋為替事業利益相当分：12円

(1) 被仕向対応コスト

被仕向対応コストは、為替取引の被仕向処理および被仕向処理の安全性・利便性等の向上に要するシステム費・人件費・物件費・全銀システム経費等の費用について加盟銀行（清算参加者）を対象として調査のうえ、その総額を為替取引の総件数で除した金額とする。

(参考 振込業務の被仕向処理イメージ)



(2) 為替事業利益相当分

一般企業と同様に、被仕向銀行においても将来的な投資に必要なコストを賄いつつ為替事業を継続するためには、一定の利益の確保が必要であることから、広く一般企業における利益相当分を内国為替制度運営費の構成要素とし、「企業活動基本調査」（経済産業省）を用いて算定する。

2. 対象

為替取引の種類や金額に関わらず被仕向対応費用が生じていることから、一律に内国為替制度運営費を設定することを原則とする。

※給与・賞与の振込については、労働基準法の例外扱いとされていることを踏まえ、内国為替制度運営費の設定が受取人(労働者)の利便性に影響を及ぼすことのないよう、設定対象外(無料)とする。

3. 適用開始時期

2026年10月1日(木)

4. 見直しサイクル

内国為替制度運営費が社会通念上合理的な水準であることを維持するため、5年に一度、被仕向対応コストおよび為替事業利益相当分を算定のうえ見直しを行う。

※次回は2030年度に内国為替制度運営費の見直しを行い、2031年10月から適用する。

以 上